

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年1月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500328号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500085号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

A社においては、毎年夏と冬に賞与が支給されており、請求期間①及び②にも賞与が支給されていたことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関に対し、請求者の預金口座に係る取引記録について照会を行ったが、当該金融機関は、請求期間①及び②に係る取引記録については調査可能な期間を超えていることから回答不能である旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500329号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500087号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。同社において、賞与が支給されなかったことはないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額について、データの保存年限経過により確認することができない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関の担当者は、請求期間①及び②に係る取引記録については調査可能な期間を超えていることから回答不能である旨陳述しており、請求者の当該各期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500367号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500086号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②において、確かに賞与が支給されたと記憶しているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。